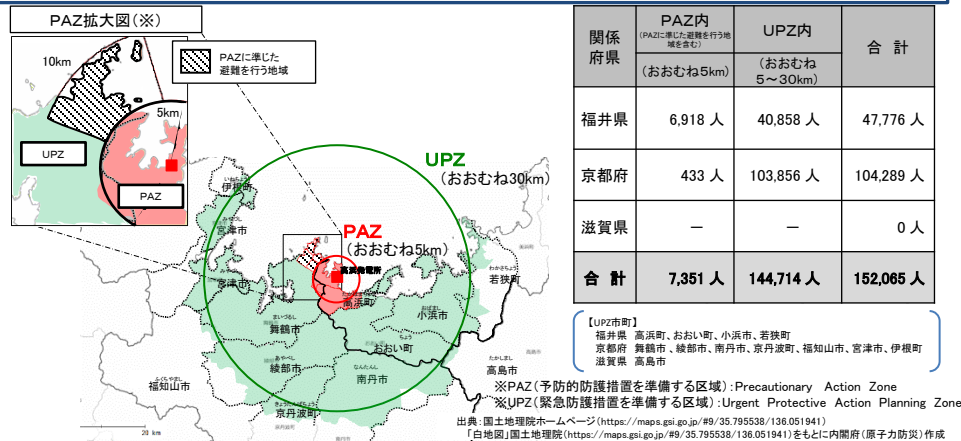


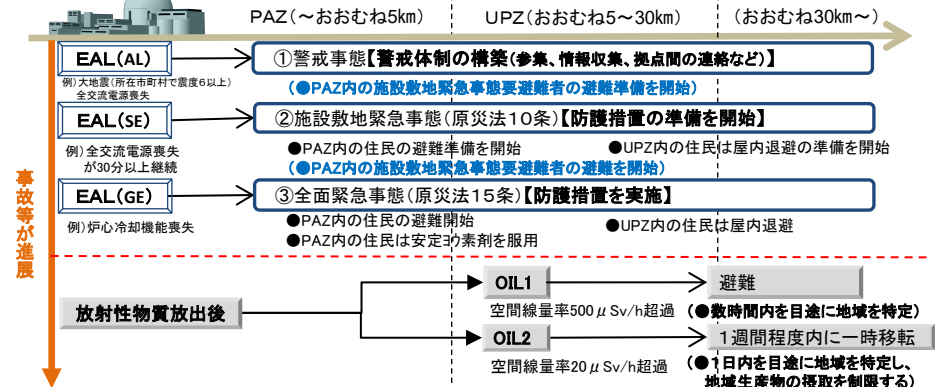
1. 高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 高浜地域における原子力災害対策重点区域(おおむね半径30kmの範囲)の人口は152,065人(令和7年4月現在)。
- PAZ(PAZに準じた避難を行う地域を含む。)内の人口は高浜町(福井県)6,918人、舞鶴市(京都府)433人。
- UPZ内の人口は福井県及び京都府の関係11市町144,714人。



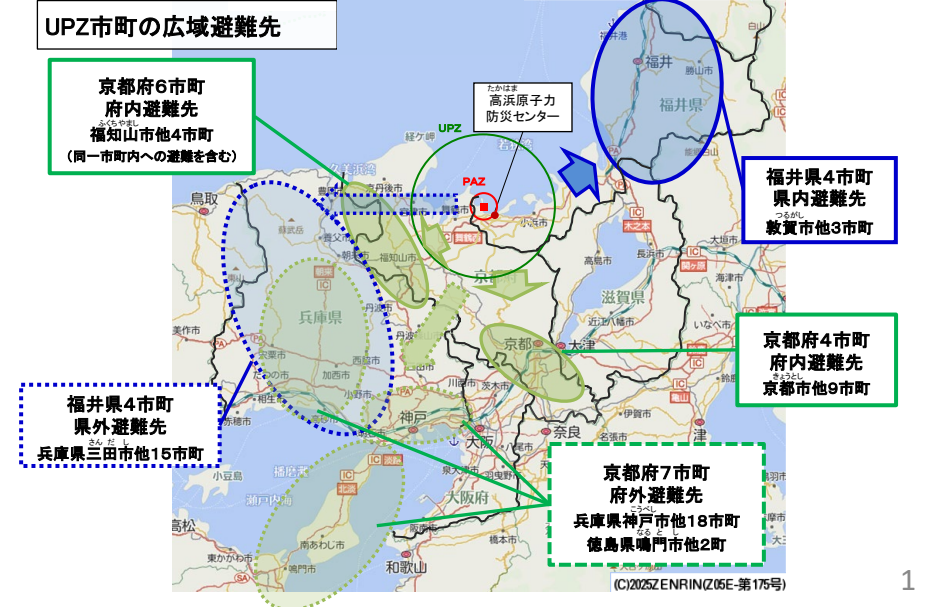
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から地域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 福井県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を選定する。

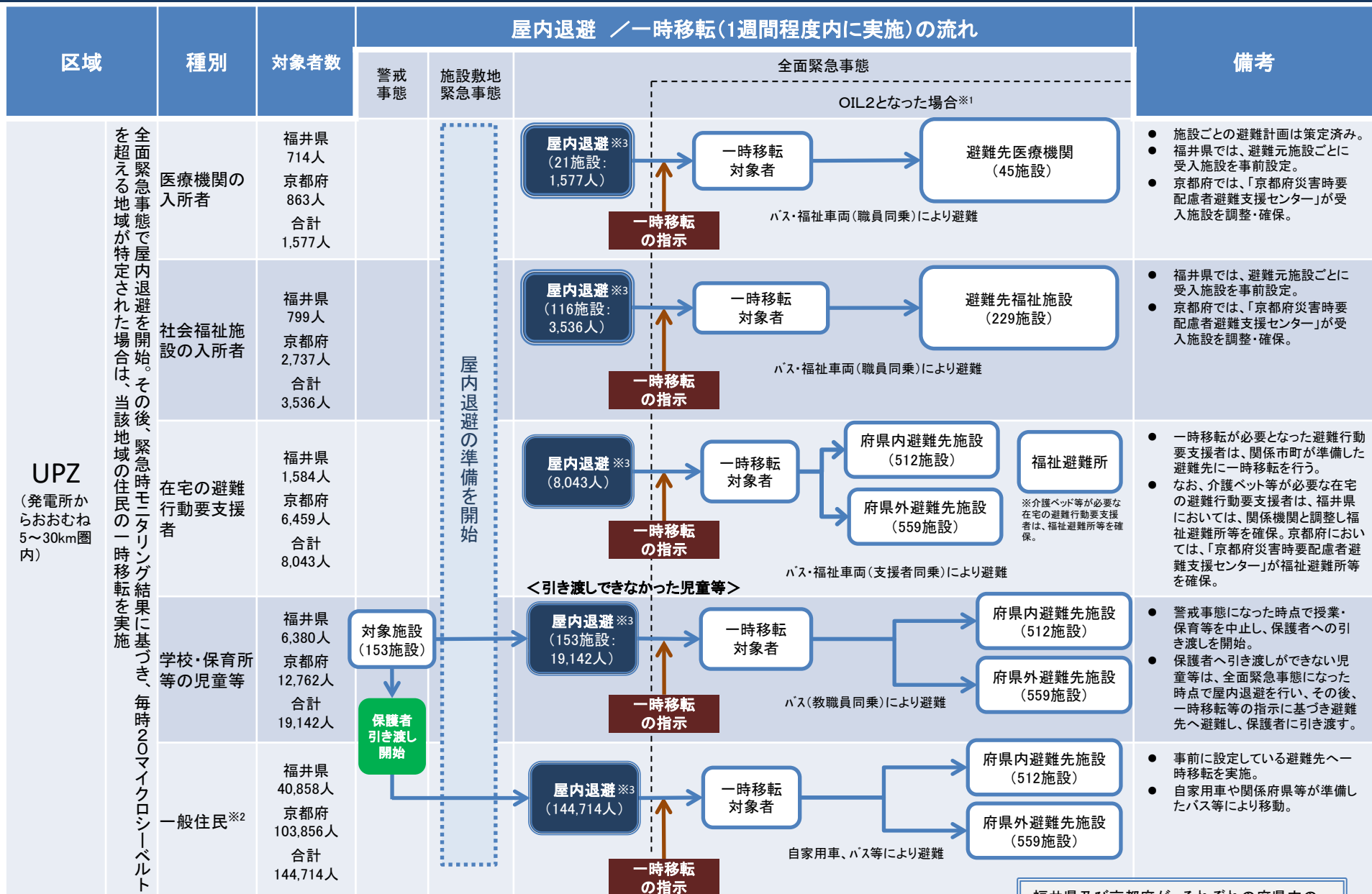


高浜地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始 ※PAZに準じた避難を行う地域を含む。 （発電所からおおむね5km圏内）	医療機関・社会福祉施設の入所者	たかはまちょう 高浜町 190人 まいづるし 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 190人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	＜避難可能な者：104人＞ 対象施設 たかはまちょう 高浜町(5施設：190人) バス6台、福祉車両23台(職員同乗)により避難 避難先 (敦賀市内6施設)	避難計画において避難元施設ごとに避難先施設を設定。 避難の実施により健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設に入所している場合は輸送の準備が整うまで屋内退避を実施し、その他の施設に入所している場合は近隣の放射線防護対策施設へ移動。	
	在宅の避難行動要支援者	たかはまちょう 高浜町 693人 まいづるし 舞鶴市 27人 合計 720人		＜避難可能な者：596人＞ 支援者とともに徒歩、車両で避難(高浜町571人、舞鶴市25人) 一時集合場所 (高浜町内6か所、舞鶴市内2か所) 福祉車両5台(高浜町0台、舞鶴市5台)で避難 福祉避難所等※2		避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
	学校・保育所の児童等	たかはまちょう 高浜町 769人 まいづるし 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 769人		対象施設 たかはまちょう 高浜町(9施設：769人) 保護者へ引き渡しができなかった児童等 バス25台により避難 高浜町避難先 (県内避難先：敦賀市立看護大学他10施設、県外避難先：兵庫県宝塚高等学校他17施設)	学校・保育所の児童等は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。 保護者へ引き渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引き渡す。	
	その他の施設敷地緊急事態要避難者	たかはまちょう 高浜町 893人 まいづるし 舞鶴市 28人 合計 921人		対象者 たかはまちょう 高浜町：893人、舞鶴市：28人 一時集合場所 (高浜町内6か所) バス乗車場所 (舞鶴市内6か所) → 一時集合場所 (舞鶴市内2か所) 避難先 (高浜町：県内避難先：敦賀市立看護大学他10施設、県外避難先：兵庫県三田市駒ヶ谷運動公園他17施設、舞鶴市：府内避難先：京都市東山青少年活動センター他9施設、府外避難先：兵庫県神戸市田園スポーツ公園他1施設)		妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定30素剤を服用できないと医師が判断した者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
一般住民※1	たかはまちょう 高浜町 6,918人 まいづるし 舞鶴市 433人 合計 7,351人	対象者 たかはまちょう 高浜町：6,918人、舞鶴市：433人 一般住民の避難準備を開始 一時集合場所 (高浜町内6か所) 一時集合場所 (舞鶴市内2か所) 避難先 (高浜町：県内避難先：敦賀市立看護大学他10施設、県外避難先：兵庫県三田市駒ヶ谷運動公園他17施設、舞鶴市：府内避難先：京都市東山青少年活動センター他9施設、府外避難先：兵庫県神戸市田園スポーツ公園他1施設)	住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、福井県嶺南地方及び舞鶴市のバス会社等が保有する車両で避難。			

※1 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

高浜地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方



※1 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された地域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を受けた上で、避難先へ移動。

※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

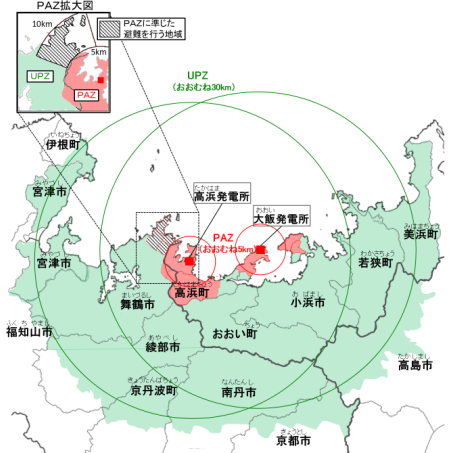
※3 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

福井県及び京都府が、それぞれの府県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

高浜地域の緊急時対応（概要版） ⑤大飯地域及び高浜地域がともに被災した場合における対応

1. 大飯地域及び高浜地域の原子力災害対策重点区域

- ▶ 大飯地域及び高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは重なりはなく、大飯地域のPAZは福井県おおい町、小浜市、高浜地域のPAZは福井県高浜町、京都府舞鶴市。
- ▶ 両地域のUPZは、大部分が重なっており、福井県、京都府、滋賀県の8市6町にまたがる。

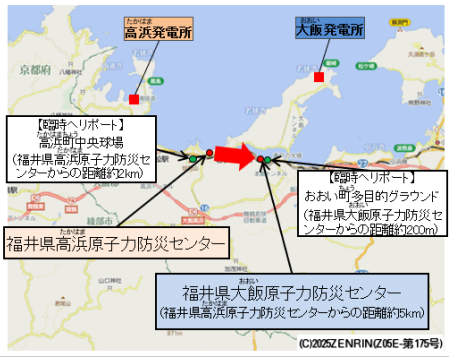


関係府県	大飯地域のみのUPZ	両地域共通のUPZ	高浜地域のみのUPZ	合計
	(おおむね5~30km)			
福井県	18,503人	39,969人	0人	58,472人
京都府	252人	74,238人	29,618人	104,108人
滋賀県	372人	0人	0人	372人
合計	19,127人	114,207人	29,618人	162,952人

【UPZ市町】
 福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
 京都府 舞鶴市、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町
 滋賀県 高島市

2. 事故対応の一元化

- ▶ 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である福井県大飯原子力防災センターに一元化し、対応にあたる。
- ▶ 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- ▶ 既に福井県高浜原子力防災センターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の福井県大飯原子力防災センターへ移動を開始する。

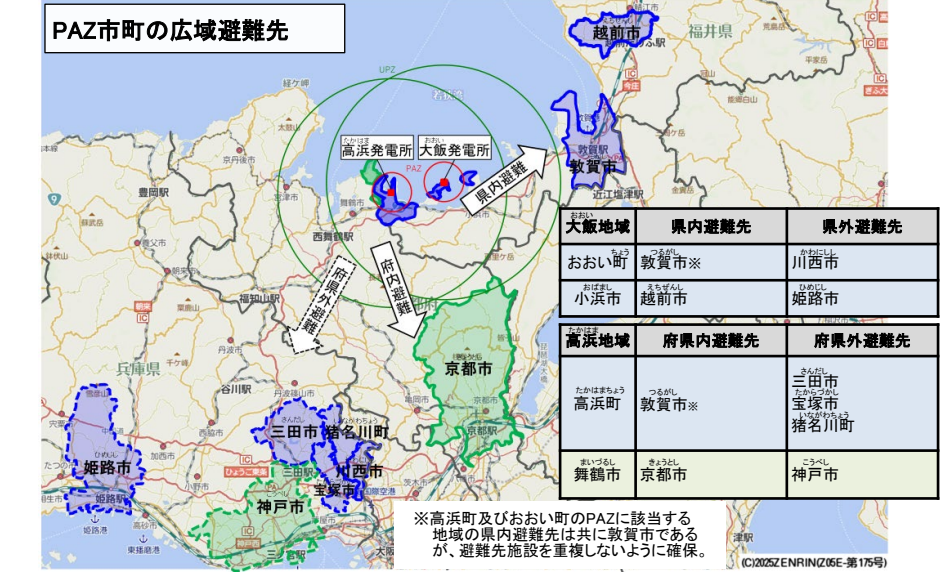


＜要員の集約先(国要員等の派遣先)＞

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明(事態進展の状況)
高浜発電所	警戒事態の解除	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
	不明(事態進展の状況)	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター

3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- ▶ 大飯地域及び高浜地域のPAZ、UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

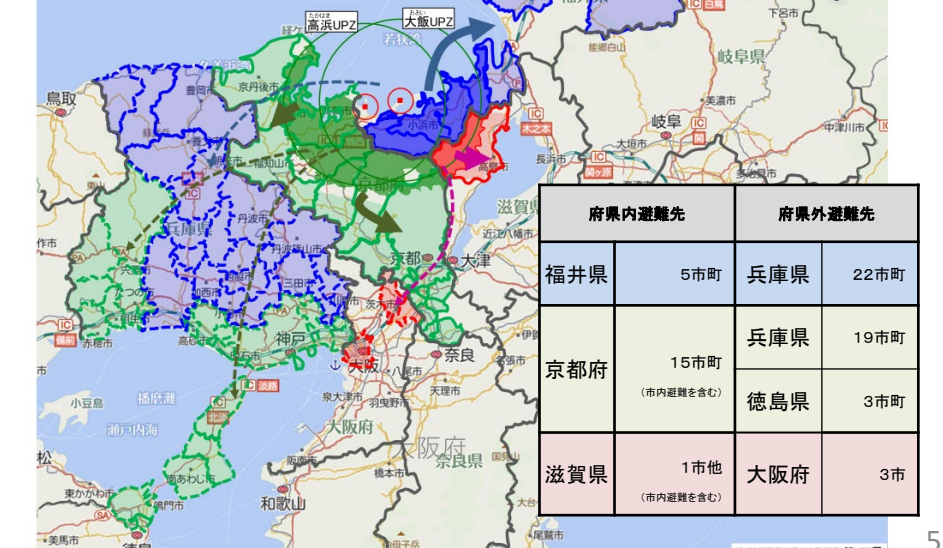


大飯地域	県内避難先	県外避難先
おおい町	敦賀市※	川西市
小浜市	越前市	姫路市

高浜地域	府県内避難先	府県外避難先
高浜町	敦賀市※	三田市 宝塚市 猪名川町
舞鶴市	京都市	神戸市

※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

UPZ市町の広域避難先

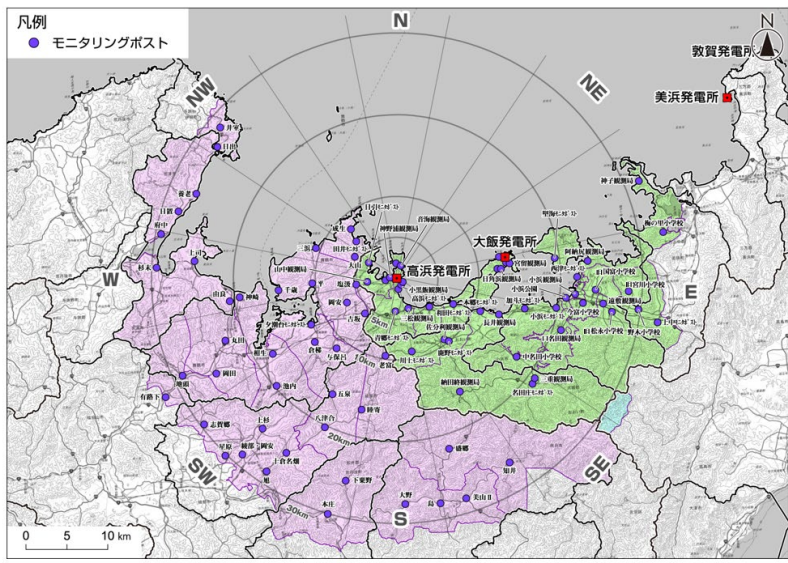


	府県内避難先	府県外避難先
福井県	5市町	兵庫県 22市町
京都府	15市町 (市内避難を含む)	兵庫県 19市町 徳島県 3市町
滋賀県	1市他 (市内避難を含む)	大阪府 3市

高浜地域の緊急時対応（概要版） ⑥住民の安全確保に向けた主な対策

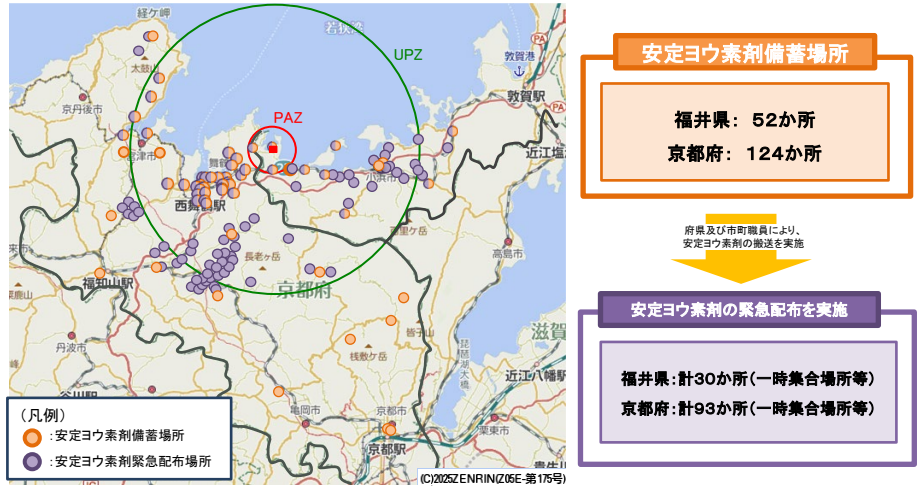
1. 高浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点75地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



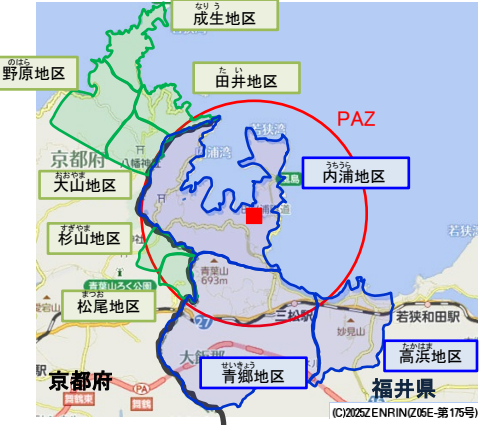
3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

福井県及び京都府では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
緊急配布は関係府県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合同所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布・調製を実施。



2. PAZ内住民の安定ヨウ素剤の事前配布

福井県及び京都府では、PAZ内住民を対象に平成26年より説明会を実施。今後も説明会を実施し、配布を行う。また、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。
京都府ではPAZに加えて、PAZに準じた避難を行う地域（大山地区、田井地区、成生地区、野原地区）についても、説明会を実施し、安定ヨウ素剤の事前配布を行っている。



地区		住民数 (人)	配布者数 (人)
福井県	内浦	6,894	2,788
	青郷 高浜		
京都府	松尾 杉山	43	38
	(PAZに準じた避難を行う地域) 大山/田井 成生/野原	391	337

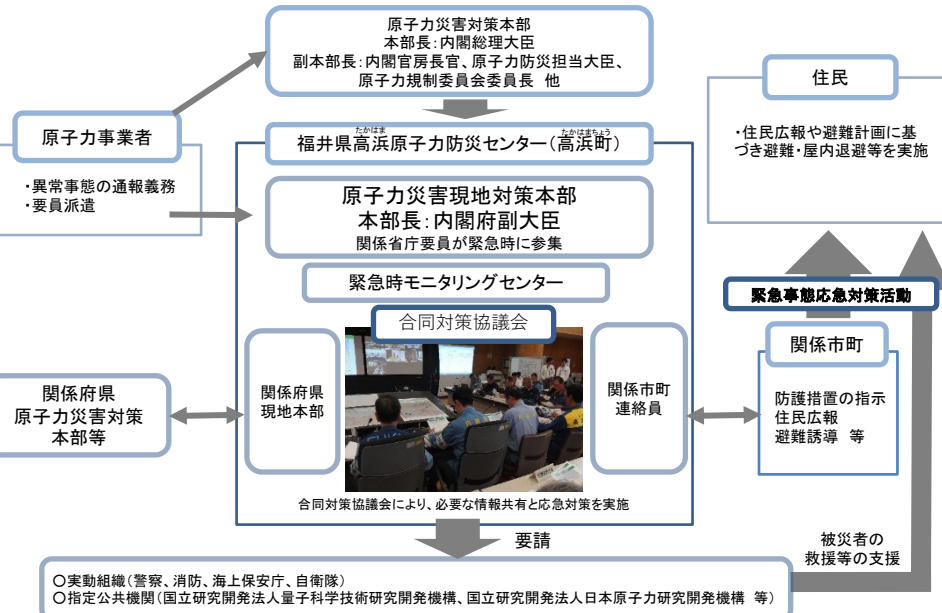
4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



高浜地域の緊急時対応 (概要版) ⑦緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



3. 実動組織の広域支援体制

➤ 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。

➤ オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

- 警察による警察災害派遣隊**
全国の都道府県警察による支援
- 消防による緊急消防援助隊**
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援
- 海上保安庁による巡視船艇・航空機の派遣**
全国の管区海上保安本部による支援
- 自衛隊による災害派遣・原子力災害派遣**
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

政府の調整結果に基づく現地派遣指示

現地における各種要請の集約

○(C)2025 ENRINZ(6E-第175号)

2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。また、幅広い世代や外国人等に配慮し、やさしい日本語等により情報を伝達。
- 放射線防護対策施設、一時集合同所、避難退域時検査会場等において、原子力防災ピクトグラムを活用し、幅広い世代や外国人等にわかりやすく情報を伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 福井県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

防衛省・自衛隊

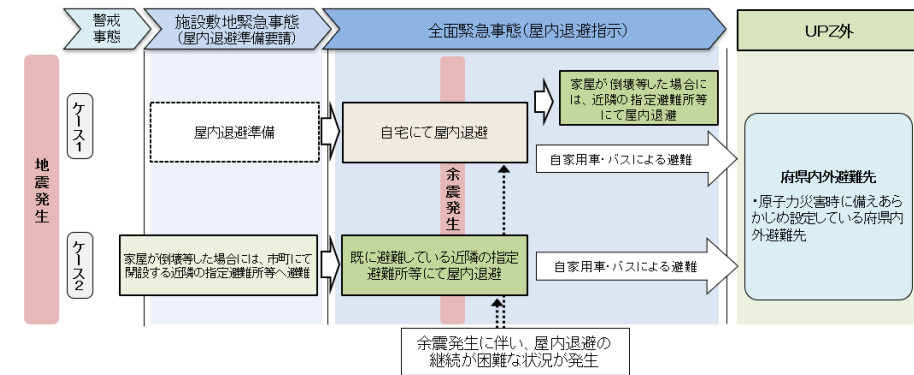
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

高浜地域の緊急時対応（概要版） ⑧複合災害時等における防護措置

1. 自然災害等(地震、津波等※1)により屋内退避が困難となる場合の防護措置

- ▶ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う※2。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するための、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>

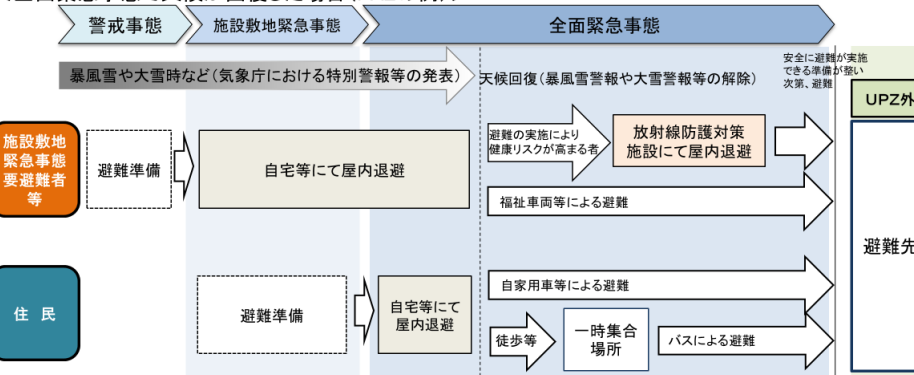


※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
 ※2 例、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の健康リスクを可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

2. 暴風雪や大雪時などにおける防護措置

- ▶ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難・一時移転等を実施。

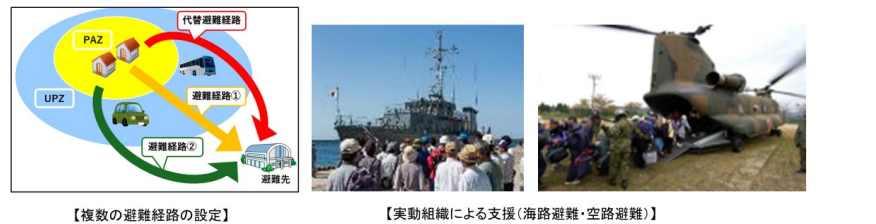
<全面緊急事態で天候が回復した場合(PAZの例)> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

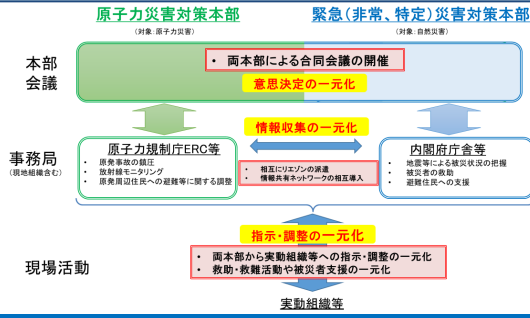
3. 複合災害時の避難に係る基本的な考え方

- ▶ 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
- ▶ 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- ▶ さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。



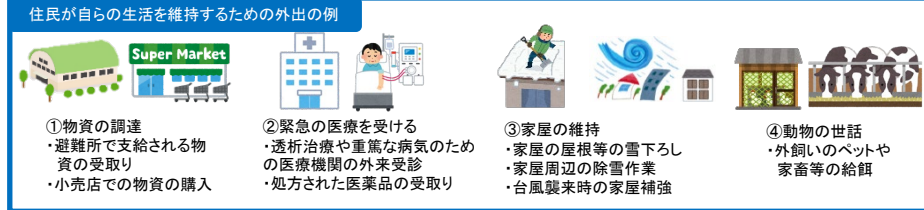
4. 複合災害時における対応体制

- ▶ 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- ▶ 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されている国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓閉等が困難となった場合は、実動組織(警察組織・消防組織・自衛隊)に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓閉作業、避難に係る支援(交通規制等)を必要に応じて要請する。



5. 屋内退避中の一時的な外出等

- 【住民が自らの生活を維持するための外出】
- ▶ 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- ▶ 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- ▶ 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。



- 【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】
- ▶ 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- ▶ 医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
- ▶ 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- ▶ 屋内退避が長期化した場合等必要と認められる場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等
 ※2 物資輸送や道路啓閉、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等